



2021. 5. 10

「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」に登録

静岡銀行(頭取 柴田 久)では、コンプライアンス体制の維持、強化を目的として、消費者庁の「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」(以下、WCMS 認証)の登録事業者に登録されましたので、その概要をご案内します。

<WCMS マーク>



1. 登録日 5月7日(金)

2. WCMS 認証について

- WCMS 認証とは、消費者庁が2019年2月に導入した制度で、事業者が自社の内部通報制度を評価し、消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者ガイドライン」に基づく認証基準に適合している場合、消費者庁の指定登録機関である公益社団法人商事法務研究会による審査・確認を経て認証が登録される制度です。
- 登録事業者には、「WCMS マーク」の使用が許諾されます

3. 静岡銀行グループの「内部通報制度」について

- 静岡銀行グループでは、1997年に、すべてのグループ役職員が法令違反や社内規則違反などを投稿できる内部通報制度「オピニオンボックス」を設置し、運用しています。
- 本制度では、社内および社外に設置した受付窓口で、幅広く投稿・相談を受け付けるとともに、利用者の秘密保持や保護を含む適切な制度の運用、役職員への周知を行うなど、法令等への違反行為といったコンプライアンスに関する問題の早期発見・是正に取り組み、組織の自浄機能を高めています。
- このたび、本制度の信頼性・実効性をさらに高め、役職員が安心して投稿・相談できる窓口としていくために、認証基準に沿った「オピニオンボックス」の環境整備に取り組み、WCMS 認証の登録事業者となりました。
- 今後も、WCMS 認証登録を通じて、引き続き内部通報制度を適切に整備・運用していくことで、静岡銀行グループが一体となってコンプライアンス重視の企業風土を醸成し、お客さまや地域社会から信頼される企業グループをめざして取り組んでいきます。

SHIZU-GIN